平成30年度採用御宿町職員を募集します

【募集職種・採用予定人数】保健師・1名

【受験資格】昭和48年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許 を有する方または平成30年3月末までに当該免許を有

【申込方法】職員採用試験申込書に必要事項を記入のうえ、総務課 行政班(役場4階③窓口)へ提出してください。

※詳細は、受験案内でご確認ください。受験案内及び職員採用試験申 込書は総務課(役場4階3)窓口)で配布しているほか、町ホームペ ージからもダウンロードできます。

【**受付期間**】1月25日(木)~2月15日(木) ※土・日・祝日を除く ※郵送可(締切日消印有効)

【試験日時・場所】1次試験:2月25日(日) 役場2階会議室 受付9:00~9:30 試験開始10:00

2次試験:3月10日(十) 詳細は後日連絡します

【申込み・問合せ】〒299-5192千葉県夷隅郡御宿町須賀1522 御宿町役場 総務課 行政班

TEL 0470-68-2511

平成30年度臨時職員登録を受け付けます

平成30年度に町臨時職員として働くことを希望される方は、事前 登録が必要です。年度ごとの登録となりますので、現在登録がある 方も再度登録が必要になります。

- ※登録された方すべてが採用されるものではありません。
- ※登録された方の中から書類選考を実施する場合もあります。

【登録条件】希望する職種に必要な資格を有していること。

健康状態が良好であること。

【登録方法】「平成30年度臨時職員登録申込書」を総務課行政班 へ提出してください。(郵送可)

> ※申込書は総務課(役場4階3窓口)での受領のほ か、町ホームページからもダウンロードできます。

【受付開始】2月1日(木) 8:30~17:15 ※十・日・祝日を除く 【申込み・問合せ】〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀1522 御宿町役場 総務課 行政班

TEL 0470-68-2511

検診受診状況調査を実施します

平成30年度の各種がん検診の受診希望の有無を調査するた め、検診受診状況調査を実施します。対象となる方には既に個別に 調査票を送付してありますので、ご提出ください。

【対象者】

- (1)各種がん検診の対象(20歳以上の女性又は40歳以上の男 性)で平成29年2月1日以降に御宿町に転入された方
- (2)平成10年生まれの方(女性のみ)
- (3)昭和63年生まれの方(女性のみ)
- (4)昭和53年生まれの方
- (5)昭和42年4月2日~昭和43年4月1日生まれの方(男性のみ)

【提出期限】2月9日(金)

【提出先】保健福祉課(役場2階②・3階②窓口)又は公民館

【問合せ】保健福祉課 保健事業班 TEL 68-6717

おんじゅく

お知らせ版

発行日 平成30年1月25日 No. 737

編集 御宿町企画財政課 TEL 0470-68-2512

URL http://www.town.onjuku.chiba.jp/ Twitter @KohoOnjuku

御宿町入学準備金給付制度のご案内

御宿町では、中央高等学院からの寄付金を原資とした御宿町教育振 興基金を活用して、入学準備金の調達が困難な方に対して入学準備金 の給付を行います。

【受付期間】2月1日(木)~2月28日(水) ※土・日・祝日を除く

◆御宿町入学準備金給付制度

【給付の対象】次のすべてに該当する方。

- (1) 高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校の高等部、高 等専門学校、専修学校(一般課程は除く)、大学等に進学予定の方
- (2)本人または保護者が、町内に住所を有する方(ただし、中央国際高 等学校を本校として通学する方またはその保護者については町外 に住所を有する方を含む)
- (3)世帯全員の収入合計金額が400万円以下である方

【給付限度額】150,000円

【申請手続き(提出書類)】

次の書類を直接、教育委員会(役場4階④窓口)まで提出して下さい。

- (1)入学準備金給付申請書
- (2)家庭調書
- (3)申請者の属する世帯全員の住民票
- (4)申請者の属する世帯の構成員の収入を証明する書類及び納【申込・間合せ】 税証明書

入学準備金給付の可否については、申請締め切り後、御宿町入学準 備金選考委員会で審査のうえ、文書で全員に通知します。

※ご不明な点は教育委員会までお問い合わせ下さい。

【問合せ】教育委員会教育課 学校教育班 TEL 68-2514

工学院大学建築学部まちづくり学科 下田研究室発表会を開催します

工学院大学建築学部まちづくり学科下田研究室では、御宿町を魅力 的なビーチタウンとして再生するための調査研究を行っています。本年 度は「御宿町漁港バリアフリー施設及びボードウォーク延長基本構想」を テーマに発表会を行います。ぜひご来場ください。

【日時】2月10日(土) 11:00~12:30

【場所】公民館2階大会議室

【定員】100名 予約不要・参加費無料

【問合せ】オンジュクスタイル研究会(滝口)

TEL 090-3497-3053

千葉県認知症地域医療支援事業

認知症サポート医講演会を開催します

町では認知症の正しい理解と普及啓発、対応力の向上のための 取り組みとして認知症サポート医である(一財)千代田健康開発事業 団付属診療所ラビドールクリニック診療所長深山茂樹先生をお招き しての講演会を実施します。参加費は無料です。皆さんの参加をお 待ちしております。

【日時·場所】1月31日(水)13:30~15:00 役場2階大会議室 【申込等】保健福祉課福祉介護班へ電話等でお申し込みください。 ※申込がなくとも当日直接のご来場でもかまいません。

【申込・問合せ】保健福祉課 福祉介護班 TEL 68-6716

つるし雛会場の物産販売店を募集します

2月17日から開催されるおんじゅくまちかどつるし雛めぐりで物産 販売を行う方を募集します。ご希望の方はご連絡ください。

【開催期間】2月17日(土)~3月4日(日)

【出展場所】手づくりの蔵会場周辺(旧おおたや隣)

【受付期間】1月25日(木)~2月7日(水) ※土・日を除く

9:00~17:00

【申込方法】電話にて町商工会へご連絡下さい

【申込み・問合せ】町商工会 TEL 68-2818

一日赤十字講習会参加者を募集します

日本赤十字社御宿町分区と赤十字奉仕団では、住民の方を対象 とした講習会を開催します。

【日時・場所】2月20日(火) 10:00~15:00 地域福祉センター 【講習内容】午前 グループワーク~考える防災~

> 昼食:非常食(アルファ化米)を試食しながら意見交換 午後 ロープワーク

【募集期限】2月9日(金)

日本赤十字社御宿町分区事務局 TEL 68-6725

税理士による無料申告相談

茂原税務署では、税理士による小規模納税者などのための無料 申告相談を行います。

実 施 日	相談会場	相 談 時 間
2月7日(水)	いすみ市役所(大原庁舎)	
2月8日(木)	勝浦市役所	9:00~16:00
2月7日(水)~ 15日(木)	茂原税務署(2階会議室)	【受付は15:00まで】

- ※譲渡所得(土地、建物及び株式などの譲渡)のある方や所得金額 が高額な方、相談内容が複雑な方(住宅ローン控除適用1年目を 含む)は、ご遠慮ください。
- ※混雑の状況等により、受付締切時間が早まる場合があります。
- ※源泉徴収票等確定申告に必要な書類、計算用具、筆記用具、印 鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(裏面★を参照)の写し 等をご持参ください。

【問合せ】茂原税務署 TEL 0475-22-2166

町県民税の申告をお願いします

平成30年1月1日現在御宿町に住所を有し、平成29年中に次の (1)~(3)のいずれかに該当される方は、町県民税の申告が必要となります。なお、町県民税の申告用紙は2月上旬に送付します。

- (1)給与所得者で次に該当する方
 - ・給与の他に営業、農業、年金等の所得のある方
 - ・2か所以上から給与を受けている方
 - ・勤務先の事業所等から「給与支払報告書」が役場に提出されて いない方
- (2)営業、農業などの事業を営んでいる方
- (3)年金、不動産、報酬、山林、譲渡等の所得のある方
- ※平成29年中に所得のない場合でも、所得の証明が必要な方や 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入されている 方は、町県民税の申告が必要となります。未申告の場合は、国民年 金保険料免除申請をする際や国民健康保険等の加入者は国民健 康保険税の軽減、高額療養費の区分判定等に影響があります。
- ※税務署に所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する方は 町県民税の申告は必要ありません。

【受付】申告用紙送付後、随時受付を行います。

受付時間 8:30~17:15 ※十・日・祝日を除く

【場所】税務住民課 税務班(役場3階⑦窓口)

【持ち物】印鑑、マイナンバーに係る本人確認書類(右欄★を参照)の 原本又は写し、源泉徴収票等収入のわかるもの、申告用紙 (2月上旬に送付します。)、生命保険・地震保険・国民年金 保険料等の支払証明書等

【問合せ】税務住民課 税務班 TEL 68-6692

町県民税申告の出張受付を実施します

町県民税の出張申告受付を実施します。ご利用ください。 税務住民課税務班(役場3階⑦窓口)の窓口では、申告用紙送付 後、随時受付を行います。

受 付 日	受 付 時 間	地 区	受付場所
2月17日(土)	9:00~10:15	須 賀	須賀区民館
		高山田	高山田公民館
		久 保	久保区民館
		六軒町	六軒町青年館
	10:45~12:00	浜	浜青年館
		御宿台	御宿台集会所
		新 町	新町会館
		岩和田	岩和田青年館
	13:15~14:30	実谷・七本	実谷区民館
		上布施	上布施コミュニティ
			消防センター

【持ち物】印鑑、マイナンバーに係る本人確認書類(右欄★を参照)の 原本又は写し、源泉徴収票等収入のわかるもの、申告用紙 (2月上旬に送付します。)、生命保険・地震保険・国民年金 保険料等の支払証明書等

※出張受付では「所得税及び復興特別所得税の確定申告」の受付は できません。

【問合せ】税務住民課 税務班 TEL 68-6692

茂原税務署における 平成29年分確定申告について

茂原税務署では、平成29年分所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成会場を開設します。

【開設期間】2月16日(金)~3月15日(木) ※土・日を除く

【会場】茂原税務署 2階会議室

【相談】9:00~17:00 (受付は8:30~ 申告書提出は17:00まで) ※混雑の状況等により、受付締切時間が早まる場合がありますので、 なるべく16:00までにお越しください。

※1月4日(木)から消費税の申告書、所得税(復興特別所得税を含む) の還付申告書の提出を受け付けています。(土日祝日を除く)

【確定申告書提出期限及び納付期限】

○所得税及び復興特別所得税、贈与税 3月15日(木)

○個人事業者の消費税及び地方消費税 4月2日(月)

【問合せ】茂原税務署 TEL 0475-22-2166

~申告書にはマイナンバーの記載が必要です~

「個人番号(マイナンバー)の記載及び「本人確認書類の提示又は 写しの添付」は、税務署に提出する都度、必要になります。

平成28年分の申告書等を提出した際にマイナンバーの記載及び本人確認書類の添付をしている方でも、平成29年分の

申告書等を提出する際には、省略できません。

★本人確認書類(①又は②のいずれか)

①マイナンバーカード(個人番号カード)

②番号確認書類(a)+身元確認書類(b)

(a)番号確認書類(ご本人のマイナンバーを確認できる書類のこと) 通知カード、住民票の写し(マイナンバーの記載のあるもの)など

(b)身元確認書類(記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類のこと)

運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなど 【問合せ】茂原税務署 TEL 0475-22-2166

~年金所得者の申告手続き不要制度について~

①と②の両方に該当する場合

①公的年金等の収入金額が 400 万円以下

②公的年金等以外の所得金額が 20万円以下 税務署への 申告・納税は、

不要です。

 \mathbb{N}

- ※①と②の両方に該当する場合でも、所得税の還付を受けるために 申告書を税務署へ提出することは可能です。
- ※上場株式等の譲渡損失や雑損失を翌年に繰り越す場合や10万円 超の青色申告特別控除を適用する場合などは、税務署への申告 が必要です。
- ※国外から受給する公的年金等がある方は、①と②の両方に該当する場合でも税務署への申告が必要な場合がありますので、税務署にお尋ねください。
- ※税務署への確定申告・納税が不要な場合でも、各種所得控除の 適用を受ける場合には町県民税の申告が必要です。

【問合せ】茂原税務署 TEL 0475-22-2166

所得税及び復興特別所得税の 確定申告受付を行います

確定申告期間中は、茂原税務署のほか、町においても所得税及び復 興特別所得税の確定申告の受付をしますので、ご利用ください。

|【受付期間】2月16日(金)~3月15日(木) ※土・日を除く

9:00~11:00, 13:00~16:00

※混雑状況により、午前中に来られた場合でも午後の受付 になる場合があります。

【場所】役場保健センター2階 小会議室

【持ち物】印鑑、マイナンバーに係る本人確認書類(左欄★を参照)の原本又は写し、源泉徴収票等収入のわかるもの、昨年の申告書の控え、生命保険・地震保険・国民年金保険料等の支払証明書等

※還付がある場合、本人の口座情報が必要です。

※土地建物(マイホーム等)や株式等の譲渡などにより、確定申告を 行う方は、特例などを受けられる場合がありますので、税務署に ご相談ください。

【内容】役場職員による申告受付

【問合せ】税務住民課 税務班 TEL 68-6692

~医療費控除を受けるための手続きが変わりました~

医療費控除の適用を受ける場合には、医療費の領収書を提出していましたが、平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。(領収書の添付は不要となりました。)

※ただし、以下のことに注意が必要です。

- (1)医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
- →税務署から求められた時は、提示又は提出しなければなりません。
- (2) 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
- →医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のおしらせ」 などです。(一部の健康保険組合では通知記載内容が税制改正に 未対応の場合がありますので使用する場合は事前に加入している 健康保険組合に使用可能か確認してから使用するようお願いいた します。)
- (注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、従来 どおりの医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

【問合せ】茂原税務署 TEL 0475-22-2166

国民健康保険や後期高齢者医療保険では、自己負担の一部を高額医療費として支給しております。確定申告で医療費控除をする際は、この高額療養費を差し引いて申告する必要がありますので、高額療養費に該当する場合は、お早めに高額療養費の申請手続きをしてください。

※国民健康保険の方は、高額療養費の申請に領収書の確認が必要 であるため、医療費控除で領収書を提出する場合はご注意ください。

【問合せ】保健福祉課 保健事業班 TEL 68-6717